

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名張市災害対策本部が設置される大規模な災害が発生した際などに、ボランティアとして救援活動しようとする者及び団体並びに名張市災害ボランティアセンター設置時における運営補助及びボランティア活動の調整役としてのボランティアコーディネーターの事前登録を行うことにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 名張市内に在住、勤務、在学又は拠点を有している個人及び団体並びに企業とする。

2 事前登録できる年齢は、登録しようとする日において18歳以上である者とする。

(登録手続き)

第3条 登録を希望する者は、災害ボランティア登録申込書兼登録台帳（個人用）（様式第1号）に、災害ボランティアとして希望する団体・企業等は、災害ボランティア登録申込書兼登録台帳（団体用）（様式第2号）に必要事項を記入し、社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出する。

2 本会は、前項により申込書を受理した場合は、登録を行う。

3 本会は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対して、災害ボランティア登録証（様式第3号）を発行する。

(個人情報の取り扱い)

第4条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第5条 本会は、登録者に対し、必要な情報提供及び研修機会の提供並びに災害時対応訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害ボランティア登録変更届(様式第4号)を本会に提出するものとする。

(登録の削除)

第7条 本会は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 登録者が、災害ボランティア登録辞退届(様式第5号)を提出したとき。
- (2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき、又は本会が不適格と認めたとき。

(ボランティア保険の加入)

第8条 登録者は、災害ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

(補則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。